

○東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付要綱

平成25年3月29日告示第25号

改正

平成26年3月28日告示第26号

平成28年4月1日告示第20号

平成31年3月29日告示第34号

東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の中小商工業者が、経営基盤の強化、競争力の向上及び設備の近代化を図るために資金の融資を受けた場合、又は市内で創業するため若しくは創業間もない期間に資金の融資を受けた場合、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該融資資金に係る利子補給を行い、本市商工業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小商工業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者
- (2) 取扱金融機関 県内に本店を有する銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合及び株式会社日本政策金融公庫
- (3) マル経融資 株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金貸付
- (4) 新企業育成貸付 株式会社日本政策金融公庫新企業育成貸付
- (5) 市税等 補助金の交付を申請する者が、法人の場合にあっては法人市民税及び固定資産税、個人の場合にあっては個人市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、介護保険料及び後期高齢者保険料をいう。
- (6) 新規創業者 山形県商工業振興資金のうち開業支援資金の認定を受け金融機関より融資を受ける者、又は株式会社日本政策金融公庫の新企業育成貸付のうち新規開業資金もしくは女性、若者／シニア起業家資金の融資を受ける者
- (7) 既存事業者 新規創業者を除く事業者
一部改正〔平成26年告示26号〕

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 既存事業者あっては、市内に本店又は主たる事業所を有し、市内において同一事業を引き続き1年以上経営している者
- (2) 新規創業者にあっては、市内に本店又は主たる事業所を置き、事業を新たに起こす予定の者若しくは起こした者
- (3) 市税等に滞納がない者
- (4) 東根市商工会の経営指導を受け、その推薦を受けた者
- (5) 東根市の他の制度の補助金等を受けていない、又は受ける予定のない事業であること。

一部改正〔平成26年告示26号〕

(補助対象資金等)

第4条 補助金の交付対象は、取扱金融機関が平成25年4月1日から平成34年3月31日までに融資する資金とし、その用途及び対象額等は別表のとおりとする。

- 2 担保及び保証人の要否は、取扱金融機関の定めるところとする。
- 3 補助対象資金の償還方法は、元金均等償還とし、据置期間は2年以内とする。
- 4 本制度において、平成25年4月1日から平成31年3月31日まで認定を受けた者についても平成31年4月1日から平成34年3月31日まで認定申請を可能とするが、対象額の範囲は平成31年4月1日から平成34年3月31日の期間内において、別表に定める対象額を超えない範囲とする。
- 5 別表に定める対象額を超えない範囲において、対象額を期間内に複数回認定を受けることができ

るものとする。

(補助金の交付方法及び交付額)

第5条 補助金は、毎年1月1日から12月31日までの期間ごとに交付する。

2 補助金の交付額は、既存事業者にあつては取扱金融機関が融資する額の年利率1.0パーセント又は借入利率のいずれか低い方の利率に相当する額、新規創業者にあつては取扱金融機関が融資する額の年利率1.4パーセント又は借入利率のいずれか低い方の利率に相当する額とする。

3 補助金を交付する期間は、償還期間にかかわらず貸付実行日から3年以内とする。

(認定申請)

第6条 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ東根市商工業みらい応援利子補給認定申請書(様式第1号)に次の書類を添えて申請しなければならない。

(1) 東根市商工会の推薦書(様式第2号)

(2) 市税等に係る納税証明書

(3) 既存事業者及び新規創業者の設備資金にあつては、見積書(図面)又は契約書の写し

(4) 既存事業者の運転資金にあつては、山形県商工業振興資金の認定書の写し又はマル経融資借入申込書の写し

(5) 新規創業者にあつては、山形県商工業振興資金の認定書の写し又は新企業育成貸付借入申込書の写し

(6) 事業計画書

(7) 最近2箇年の財務諸表、但し新規創業者においては、創業後1年以上2年未満の者については最近1箇年の財務諸表、創業後1年未満の者は財務諸表を省略することができる

(8) 資金償還計画

(9) 既存事業者の運転資金にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による特定中小企業者の認定書又は売上高の減少率等を証する書類

(10) その他市長が必要と認めるもの

(認定書の交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めたときは、東根市商工業みらい応援利子補給認定書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(実行報告)

第8条 前条で規定する認定書の交付を受けた者は、その認定書を取扱金融機関に提出し、3箇月以内に資金の借入れを行うものとする。

2 前項で規定する借入れを行ったときは、速やかに東根市商工業みらい応援利子補給認定資金実行報告書(様式第4号)に次の書類を添えて報告しなければならない。

(1) 償還予定表

(2) 金銭消費貸借契約証書の写し又は借用証書の写し

(3) 新規創業者においては、商業・法人登記全部事項証明書の写し若しくは開業届出書の写し

3 償還期間の途中において、借入利率又は償還期間の変更等により償還予定表に変更が生じた場合は、変更後の償還予定表を市長に提出しなければならない。

(補助金交付申請)

第9条 第7条の規定により認定を受けた者は、利子補給を受けようとする期間の翌年の1月末日までに、東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付申請書(様式第5号)に、東根市商工業みらい応援利子補給補助金対象利子額計算書(様式第6号)及び東根市商工業みらい応援利子補給補助金に係る融資実行状況回答書(様式第7号)を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めたときは、東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付決定通知書(様式第8号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象者は、前条の規定による補助金の交付決定を受けたときは、速やかに東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金を取消し又は停止、若しくは交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) 融資資金を目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。
- (3) 融資を受けた取扱金融機関への返済が滞るなど当該取扱金融機関と締結した融資に関する契約の条項に違反したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成26年3月28日告示第26号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付要綱の規定は平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年4月1日告示第20号)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付要綱の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月29日告示第34号)

この告示は、4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

資金使途	既存事業者		新規創業者
	運転資金	設備資金	運転資金・設備資金
利子補給対象融資額	100万円以上700万円以内	300万円以上3,000万円以内	1,500万円以内
利子補給対象者	<p>下記のいずれかに該当する者</p> <p>1 山形県商工業振興資金のうち、経営安定資金の認定を受け、山形県信用保証協会の保証を受ける者</p> <p>2 マル経融資を受ける者で、上記1の経営安定資金の融資対象者の要件を満たす者</p> <p>※ただし、借換えを目的とする融資を受ける者を除く。</p>	<p>経営の近代化及び合理化を図るため、市内において事業の用に供する建物の新築若しくは増改築又は駐車場等の整備、近代化の導入を行う者</p> <p>※ただし、単純な設備の更新に係る費用及び土地の取得費用は含まない。</p>	<p>下記のいずれかに該当する者</p> <p>1 山形県商工業振興資金のうち、開業支援資金の認定を受け、山形県信用保証協会の保証を受ける者</p> <p>2 新企業育成貸付のうち、新規開業資金又は女性、若者／シニア起業家資金の融資を受ける者</p> <p>※ただし、借換えを目的とする融資を受ける者を除く。</p>

一部改正 [平成28年告示20号]

様式第1号

(第6条関係)

年 月 日

東根市長 あて

住 所

事業所名

申請者氏名

印

TEL

東根市商工業みらい応援利子補給認定申請書

東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付要綱の第6条規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 資金使途 既存事業者(運転資金(減少率 %)・設備資金)
新規創業者(運転資金・設備資金)
- 2 借入資金名 県商工業振興資金(経営安定化資金・開業支援資金)
日本政策金融公庫(マル経融資・新規開業資金・女性、若者/シニア企業家資金)
その他()
- 3 借入目的
- 4 借入金額 _____円
(内、利子補給対象金額 _____円)
- 5 山形県信用保証協会の利用 有 ・ 無
- 6 取扱金融機関

※添付書類

既存事業者		新規創業者
運転資金	設備資金	運転資金・設備資金
①東根市商工会の推薦書 ②市税等に係る納税証明書 ③山形県商工業振興資金の認定書の写し、又はマル経融資借入申込書の写し ④事業計画書 ⑤最近2箇年の財務諸表 ⑥資金償還計画 ⑦特定中小企業者の認定書又は売上高の減少率等を証する書類 ⑧その他市長が必要と認めるもの	①東根市商工会の推薦書 ②市税等に係る納税証明書 ③見積書(図面)又は契約書の写し ④事業計画書 ⑤最近2箇年の財務諸表 ⑥資金償還計画 ⑦その他市長が必要と認めるもの	①東根市商工会の推薦書 ②市税等に係る納税証明書 (※法人の場合は、法人の代表者の納税証明書を含む。) ③見積書(図面)又は契約書の写し (※設備資金の場合) ④山形県商工業振興資金の認定書の写し、又は新企業育成貸付借入申込書の写し ⑤事業計画書 ⑥最近2箇年の財務諸表 (創業後1年以上2年未満の者については最近1箇年の財務諸表、創業後1年未満の者は省略することができる。) ⑦資金償還計画 ⑧その他市長が必要と認めるもの

様式第2号

(第6条関係)

年 月 日

東根市商工会会長 殿

住 所

事業所名

申請者 氏 名

㊟

東根市商工業みらい応援利子補給認定推薦申請書

東根市商工業みらい応援利子補給認定推薦申請します。

住 所					
事業所名				TEL	
代表者氏名				生年月日又は法人設立日	
業 種		資本金	円	従業員	名内家族 名
借入金額			借入期間	ヵ月	
予定利率	%	金融機関			

※添付書類 事業計画と資金使途

推 薦 書

上記のものは、東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付規程に定める利子補給対象者であることを認めます。

年 月 日

東根市商工会

会長

㊟

様式第3号

(第7条関係)

第 号
年 月 日

殿

東根市長

⑩

東根市商工業みらい応援利子補給認定書

東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付要綱第6条の規定に基づく申請内容は、適当なものと認め、
第7条の規定により利子補給対象者として認定します。

なお、本書の融資申込期限は、 年 月 日までとします。

様式第4号

(第8条関係)

年 月 日

東根市長 あて

住 所
事業所名
申請者 氏 名 ⑩
T E L

東根市商工業みらい応援利子補給認定資金実行報告書

東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記の金融機関と契約を締結したので報告します。

記

1 融資機関名

2 融 資 金 額 _____ 円

（既存事業者 (運転資金 _____ 円 / 設備資金 _____ 円)
新規創業者 (運転資金 _____ 円 / 設備資金 _____ 円)

3 融 資 利 率 _____ %

4 融 資 条 件

5 融 資 実 行 日 年 月 日

6 最 終 返 済 日 年 月 日

※添付書類

- ①償還予定表（利息先取の場合は融資実行時利息の分かるもの）
- ②金銭消費貸借契約証書又は借用証書の写し
- ③新規創業者においては、商業・法人登記全部事項証明書の写し若しくは開業届出書の写し

様式第5号

(第9条関係)

年 月 日

東根市長 あて

住 所

申請者 事業所名

氏 名

④

TEL

東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付申請書

東根市商工業みらい応援利子補給補助事業を実施したいので、東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付要綱の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 資金使途 既存事業者(運転資金・設備資金)
新規創業者(運転資金・設備資金)
- 2 事業費(利子補給対象金額) 円
- 3 補助金申請額 円
- 4 取扱金融機関

様式第6号

(第9条関係)

東根市商工業みらい応援利子補給補助金対象利子額計算書

1 償還状況報告書

申請者名		実施期間	自： 年 月 日	
			至： 年 月 日	
融資金額	融資利率	期間内償還額合計	内、元金償還額	内、利息額
円	%	円	円	円

2 利子補給補助金算出書

					補助金交付率 %
融資機関名	融資 年度	期首融資残高 (円)	期末融資残高 (円)	融資平均残高 ④÷③ (円)	利子補給額 (円)
計					

3 利子補給補助金算出明細書

期 間	期首融資残高①	期末融資残高	期間内日数②	期間内積数①×②
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
合 計			③	④

年 月 日

金融機関名

.....御中

(申請者)

住 所

事業所名

氏 名

㊞

東根市商工業みらい応援利子補給補助金に係る融資実行状況照会書

東根市商工業みらい応援利子補給補助金申請の提出書類として、融資実行状況が必要ですので、調査のうえご回答願います。

記

東根市商工業みらい応援利子補給補助金に係る融資実行状況回答書

年 月 日

東 根 市 長 殿

金 融 機 関

住 所

代表者名

㊞

標記について、次のとおり回答します。

1 金銭消費貸借契約者

住 所

氏 名

2 融資返済状況

年 月 日作成発行の証書番号 _____

の融資について

当初償還予定表どおり実行しております。

繰上げ完済しております。

融資条件の変更がありました。

※当初償還予定表に変更が生じた場合は、変更後の償還予定表をご提出ください。

様式第8号

(第10条関係)

補助金指令第 号

年 月 日

殿

東根市長

㊟

東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付決定通知書

年 月 日付申請に係る事業に対し、東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付要綱第10条の規定により、次の条件を付して補助金の交付を決定します。

記

1 補助事業等の名称 東根市商工業みらい応援利子補給補助金

2 補助金等の交付決定額 円

3 補助金等の交付条件

- (1) 補助事業に係る帳票・書類等は、監査の対象となるので、常に整理保存しなければならない。
- (2) 支払方法 一括払い（口座振込）
- (3) 請求書の提出は速やかに行うこと。

様式第9号

(第11条関係)

年 月 日

東根市長 へ

住 所
請求者 事業所名
氏 名

印

東根市商工業みらい応援利子補給補助金交付請求書

年 月 日付け補助金指令 号にて補助金交付の決定を受けた、東根市商工業みらい応援利子補給補助金について、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額					
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名		銀 行 信用組合 農 協 金 庫		本 店 (所) 支 店 (所) 出 張 所
	預金の種類 (該当するものに○)	普 通 ・ 当 座			
	口座番号				
	フリガナ				
	口座名義人				